

一般競争入札による市有地売却 応募要領

令和7年5月

富士見市役所 総務部 公共施設マネジメント課

目次

◇ 申込みから売買代金の支払い・物件の引渡しまで	1
1. 売却物件及び調査等	2
2. 一般競争入札参加資格	2
3. 売却に係る主な前提条件等	3
4. 入札参加申込の方法	4
5. 参加申込後	4
6. 入札保証金	5
7. 入札	6
8. 入札の無効	7
9. 落札者の決定方法	7
10. 開札実施日等	8
11. 入札の中止等	8
12. 契約の締結	8
13. 契約保証金	9
14. 売買代金の納付等	10
15. 所有権の移転等	10
16. 入札結果の公表	11
17. 物件案内図・物件調書・物件現況写真	12

◆その他添付資料

- ・様式集（様式1～5）
- ・土地売買契約書（案）



申込みから売買代金の支払い・物件の引渡しまで

受付期間

令和7年5月26日（月）から令和7年6月13日（金）まで
午前9時から午後5時まで ※土日祝祭日は除く
提出先：富士見市役所 分館3階 公共施設マネジメント課
※持参による受付
(郵送による受付は行いません。)



入札保証金
の納付

受付完了後から令和7年6月17日（火）まで
※期日までに入札保証金（最低売却価格の5/100以上）を納付で
きなかった場合には入札に参加できません。



入札期間

入札保証金納付後から令和7年6月17日（火）まで
午前9時から午後5時まで ※土日祝祭日は除く
提出先：富士見市役所 分館3階 公共施設マネジメント課
※持参による受付
(郵送による受付は行いません。)



開札

令和7年6月18日（水）
富士見市役所 本庁舎1階 第2委員会室
受付時間 午前10時30分から午前11時00分まで
開札時間 午後11時から



契約保証金の納
付及び売買契約
締結の期限

令和7年7月11日（金）まで
※契約締結前に契約保証金（売買代金の10/100）の納付が必要に
なるため、入札保証金との差額を納付していただきます。



売買代金の支
払い（完納）

契約締結日から90日以内に納付していただきます。
※売買代金から契約保証金を除いた残金の納付期限



登記関係

登記手続きは富士見市が行います。
収入印紙・登録免許税等は落札者の負担となります。

1. 売却物件及び調査等

(1) 売却物件

所在地	地目	公簿面積	最低売却価格	建物 有無
富士見市渡戸二丁目 908 番	雑種地	33 m ²	3,300,000 円	無

※ この入札による売却を実施するにあたり、富士見市が売主であり、本取引に関して富士見市が宅地建物取引業者等の第三者に対し、仲介業務、代理業務等を依頼することは一切ありません。

(2) 売却物件の調査等

売却物件は現況有姿での引渡しとなりますので、現地の現況及び土地利用制限等については、必ず調査・確認してください。

なお、売却物件に係る現地説明会は開催いたしません。現地の確認は自由にさせていただいて構いません。ただし、確認にあたっては、通行人や近隣住民の迷惑とならないようご配慮ください。

2. 一般競争入札参加資格

個人又は法人を問わず参加できます。

ただし、次のいずれかに該当するものは、参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号又は第 2 項各号のいずれかに該当する者。
- (2) 富士見市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 19 年富士見市告示第 246 号）別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）に該当する者及び暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者。
法人にあつては、役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表するものをいう）が暴力団員に該当する者。
- (4) 大量無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員又は構成員に該当する者。
- (5) 上記（3）又は（4）に掲げる者から委託を受けた者又は上記（3）若しくは（4）に掲げる者の関係団体及びその役員若しくは構成員に該当する者。

3. 売却に係る主な前提条件等

上記1の売却物件の売買契約においては、次の条件を付します。契約内容の詳細については、別添の「土地売買契約書（案）」を必ずご確認ください。

(1) 禁止用途

①売却物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）その他の法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又は、これらの用に供されることを知りながら、売却物件の所有権を第三者に移転し、若しくは売却物件に係る賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を第三者に取得させてはならない。

②売却物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する生業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売却物件の所有権を第三者に移転し、若しくは売却物件に係る賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を第三者に取得させてはならない。

(2) その他

①引渡し条件

売却物件は、物件調書の記載の有無に関わらず、現況のままで引き渡します。（資料と現況が相違している場合は、現況が優先します。）したがって、雑草の草刈り、フェンス・囲障など地上・地下・空中工作物の補修・撤去などの負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、富士見市では一切行いません。

また、上下水道、電気及び都市ガスなどの供給処理施設の引込みが可能である場合に、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引込みを要することがありますが、富士見市では、補修や引込工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、関係機関及び供給処理施設管理者等にお問い合わせの上、落札者で対応してください。

②各種土地の調査

売却物件については、土壌調査、地耐力調査、地盤調査及び地下埋設物調査等は行っておりません。売買契約締結後に、土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等が発見されても、富士見市は責任を負いません。

③契約不適合責任

売却物件は現況有姿で売買するものとし、契約締結後に売買物件の地積の

不足その他契約の内容に適合しないものを発見しても、履行の追完の請求、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求、又は契約の解除をすることはできません。

4. 入札参加申込の方法

- (1) 受付期間 令和7年5月26日(月)から令和7年6月13日(金)まで
午前9時から午後5時まで ※土日祝祭日は除く
- (2) 受付場所 富士見市役所 分館3階 公共施設マネジメント課
- (3) 受付方法 上記受付場所に直接必要書類を持参してください。
※郵送による受付は行いません。

(4) 必要な書類(各1部)

番号	個人の場合	法人の場合
①	一般競争入札による市有地売却参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書(様式1) <u>※共有名義で申込む場合は、上記のほかに入札共有者名簿(様式1-2)</u>	
②	誓約書(様式2)	
③	申込者本人の住民票の写し ※本籍・続柄・マイナンバー記載のないもの	法人の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)
④	印鑑登録証明書	印鑑証明書
⑤	必要書類を窓口へ持参される方の公的機関が発行した顔写真入りの本人確認資料の写し(例:マイナンバーカード、運転免許証など)	
⑥	入札保証金返還口座の口座が確認できるものの写し(通帳の写し等)	
⑦	委任状(様式3) ※代理人により入札参加する場合のみ	

※申込者は落札者となった場合に契約の名義人となります。

※③、④は発行後3か月以内のもので原本が必要となります。

※共有名義で申込む場合には、入札共有者名簿(様式1-2)のほか、共有者全員の②から④の書類が必要となります。

※代理人が申請される場合には、代理人の本人確認資料の写しが必要です。

※法人が申込をされる場合で、当該法人の申込者以外の従業員の方が申請される場合も委任状(様式3)が必要です。

※提出書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

※入札参加にあたってかかる必要書類の取得費用等の諸費用は、申込者の負担となります。

5. 参加申込後

- (1) 入札参加申込書類受領後、入札保証金等に関するご案内を申込書に記載されたメールアドレスにお送りしますので、案内に沿って手続きをお願いいたします。
- (2) 入札参加申込後、入札書の提出前までは入札を辞退することができます。辞退する場合には入札辞退届(様式4)を直接提出してください。

6. 入札保証金

参加申込者には、入札への参加にあたり、入札保証金を納付していただきます。

(1) 金額

最低売却価格の 5/100 にあたる 165,000 円以上の納付が必要です。

(2) 納付方法

①納入通知書による納付

納入通知書により納付する場合には、富士見市から「納入通知書」を送付しますので、納付期限までに富士見市が指定する金融機関に納付してください。

②銀行振込による納付

銀行振込により納付する場合には、納付期限までに富士見市が指定する口座に電信扱いで納付してください。

※納入通知書により納付する場合には、手数料はかかりません。

※銀行振込で納付する際の手数料は申込者の負担となります。

(3) 期限

令和7年6月17日（火）まで

※期日までに入札保証金を納付できなかった場合には入札に参加できません。

※入札保証金を納付した後、その納付を証明するものの写しを直接又は電子メールで富士見市役所公共施設マネジメント課まで提出してください。

（例：納付書兼領収書の写し、銀行振込が確認できる通帳の写し等）

※入札保証金の納付を確認後、入札受付完了メールを送信いたしますので、保存していただくようお願いいたします。

(4) 返還

落札者以外が納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。（利息は付しません。）

返還方法は、申込者が指定した銀行口座への振込となります。

なお、返還には、入札期間終了後1か月程度時間を要することがあります。

(5) 富士見市への帰属

申込者が富士見市に納付した入札保証金は、当該申込者が落札者となった場合において、契約締結期限までに富士見市の定める契約を締結しない場合は富士見市に帰属するものとし返還いたしません。

(6) 入札保証金の契約保証金への充当

申込者が納付した入札保証金は、当該申込者が落札者となり契約を締結した場合、契約保証金又は売買代金に全額充当します。（利息は付しません。）

7. 入札

一般競争入札とし、最低売却価格以上の金額から入札可能とします。

なお、入札参加者が1者の場合でも入札は有効に成立するものとします。

(1) 入札期間 入札保証金納付後から令和7年6月17日(火)まで
午前9時から午後5時まで ※土日祝祭日は除く

(2) 受付場所 富士見市役所 分館3階 公共施設マネジメント課

(3) 受付方法 上記受付場所に直接必要書類を持参してください。
※郵送による受付は行いません。

- (4) 提出書類
- ① 入札書(様式5)
 - ② 入札受付完了メールの写し又はメール画面の提示
 - ③ 必要書類を窓口へ持参される方の公的機関が発行した顔写真入りの本人確認資料(例:マイナンバーカード、運転免許証など)
※手続きを委任されている場合は、代理人の方のものがが必要です。
 - ④ 委任状(様式3)
※代理人により入札書を提出する場合で、入札参加申込時に提出した委任状に記載した代理人と異なる人物が代理人となる場合にご提出ください。
※法人が入札される場合で、当該法人の申込者以外の従業員の方が入札される場合も委任状(様式3)が必要です。

※受付後に受付済証をお渡しします。

(5) 入札方法

必要事項を記入した入札書(様式5)を市の指定した封筒に入れ、封印したうえで、その他提出書類(上記②、③、④の書類)を添えて入札(提出)してください。

※入札金額は、算用数字で記載してください。

※入札の回数は1回とし、再度入札は実施しません。(せり売り方式ではありません。)

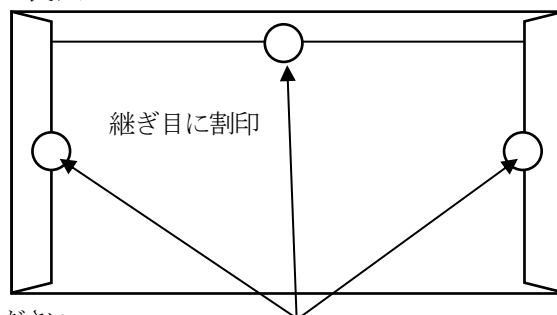
※入札者は提出した入札書(様式5)の変更又は撤回をすることはできません。

<入札書の封筒記入例>

表面

富士見市長 星野 光弘 宛
件名 一般競争入札による市有地売却 (渡戸二丁目 908 番)
(申込者名) ○○ ○○

裏面



※共有名義の場合は、申込者（代表者）名のみ記載してください。

8. 入札の無効

次の各号の一つに該当する入札書による入札は無効とします。

- (1) 入札者の記名押印のない入札書
- (2) 入札書（様式3）の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札書
- (3) 押印された印影が明らかでない入札書
- (4) 入札に参加する資格のない者が提出した入札書
- (5) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書
- (6) 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者が提出した入札書
- (7) 代理人で委任状を提出しない者が提出した入札書
- (8) 他人の代理を兼ねた者が提出した入札書
- (9) 2通以上の入札書を提出した者の入札書又は2以上の者の代理をした者の入札書
- (10) 最低売却価格に達しない価格の入札書
- (11) その他この募集要項に規定する条件に違反した者が提出した入札書

9. 落札者の決定方法

落札者は、富士見市が定めた最低売却価格以上の価格で、かつ最高金額の入札を行った者としてします。

ただし、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、ただちに「くじ」によって落札者を決定します。

この場合において、くじを引くべき入札者がいないときは、当該入札事務に関係のない富士見市職員にくじを引かせます。

なお、同価格の入札をした者はくじ引きを辞退することはできません。

※くじ引き方法

- ① 入札参加申込順にくじを引く順序を決めるくじ引きを実施する。
- ② ①で決定した順序でくじ引きを実施し、落札者を決定する。

10. 開札実施日等

開札への参加は任意となります。

- (1) 開札実施日 令和7年6月18日(水) 午前11時から
※受付は当日の午前10時30分から午前11時00分まで
開札場所で行います。
- (2) 開札場所 富士見市役所 本庁舎1階 第2委員会室
- (3) 提出書類 ① 受付済証
② 開札に参加される方の公的機関が発行した顔写真入りの本人確認資料(例:マイナンバーカード、運転免許証など)
③ 委任状(様式3)
※代理人が開札に参加する場合で、入札参加申込時及び入札書提出時に提出した委任状に記載した代理人と異なる人物が代理人となる場合にご提出ください。
※法人が入札される場合で、当該法人の申込者以外の従業員の方が入札される場合も委任状(様式3)が必要です。
- (4) その他
・落札者の方には、契約に関する説明を実施しますが、日時は別途調整いたします。
・開札に参加できる人数は応募者本人又は手続を委任された代理人を含め3名までとします。ただし、応募者本人又は手続を委任された代理人以外の者が参加する場合には、応募者本人又は手続を委任された代理人が必ず同席する必要があります。

11. 入札の中止等

- (1) 入札の実施が困難となる事情が生じた場合などにおいて、入札を中止又は延期する場合があります。
- (2) 入札を中止又は延期した場合、入札参加者が損失を受けても、富士見市は損害賠償の責を負いません。

12. 契約の締結

(1) 契約書の作成

落札者には、別添の土地売買契約書(案)により土地売買契約を締結していただきます。契約書は富士見市で2部用意します。富士見市保管用のもの1部に貼付する収入印紙(売買金額に応じたもの)は、落札者の負担となります。なお、富士見市が作成する文書は印紙税非課税であるため、落札者保管用の契

約書には収入印紙を貼付しません。

(2) 契約締結期限

令和7年7月11日（金）まで

※上記期限までに契約を締結しない場合は、落札は無効となりますので、十分ご注意ください。

ただし、双方の協議により、契約締結期限を延長することがあります。

(3) 土地売買契約書（案）

添付されていますので、ご参照ください。

(4) その他諸費用

売買代金以外にも、土地売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に係る登録免許税、不動産取得税等、本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、落札者の負担となりますのでご承知おきください。

なお、本契約は土地売買契約のため、消費税及び地方消費税は非課税となります。

1.3. 契約保証金

落札者には契約締結前までに、契約保証金を納付していただきます。

(1) 金額

落札額の10/100にあたる金額の納付が必要です。

※契約保証金の納付に当たっては、先に納めた入札保証金を全額充当し、その残額を納付していただきます。

(2) 納付方法

①納入通知書による納付

納入通知書により納付する場合には、富士見市から「納入通知書」を送付しますので、納付期限までに富士見市が指定する金融機関に納付してください。

②銀行振込による納付

銀行振込により納付する場合には、納付期限までに富士見市が指定する口座に電信扱いで納付してください。

※契約保証金を納付した後、その納付を証明するものの原本（例：納付書兼領収書、通帳等）を契約時に提示していただきます。

※納入通知書により納付する場合には、手数料はかかりません。

※銀行振込で納付する際の手数料は落札者の負担となります。

(3) 期限

令和7年7月11日（金）まで

※ただし、双方の協議により、売買契約の締結期限を延長した場合には、当該売買契約の締結期限までとします。

(4) 富士見市への帰属

落札者が富士見市に納付した契約保証金は、当該落札者が売買代金の残額を期日までに支払わない場合など、契約上の義務を履行しない場合には富士見市に帰属するものとし、返還いたしません。

(5) 契約保証金の売買代金への充当

落札者が富士見市に納付した契約保証金は、売買代金の一部に全額充当します。

(6) 契約保証金の納付免除

令和7年7月11日（金）又は契約締結時のいずれか早い日までに、売買代金全額を納入できる場合は、契約保証金は免除いたします。

1 4. 売買代金の納付等

(1) 売買代金の納付期限

売買契約締結日から90日以内

※売買代金の納付に当たっては、先に納めた契約保証金を全額充当し、その残額を納付していただきます。

(2) 納付方法

事前にご連絡をいただいた上、銀行振込による電信扱いで富士見市の指定口座に納付していただきます。

※銀行振込で納付する際の手数料は落札者の負担となります。

※分割納入等の方法によることはできません。

1 5. 所有権の移転等

(1) 所有権移転及び引渡し of 時期

売買物件の所有権は、売買代金を完納したときに、富士見市から落札者に移転したものとします。

なお、売買物件は上記のとおり所有権が移転したときに、現況のまま引渡しがあったものとします。

(2) 登記の手続き

所有権移転登記の手続きは、富士見市が売買代金の完納を確認したのち、速やかに法務局において嘱託にて行います。

なお、必要書類等は個別にご連絡いたします。

※富士見市は不動産登記簿謄本上の所有権移転のみを行います。

※登記原因日は契約締結日となります。(登記原因日の変更はできません。)

※所有権の移転登記が完了するまで、関係書類の受領後一定期間を要します。

※登記識別情報通知（登記済証）などの権利関係書類は、登記手続き完了後に落札者に引き渡します。

※中間省略登記はできません。

※登記にかかる登録免許税及び必要書類の取得費用等の諸費用は落札者の負担となります。

(3) 特記事項

①危険負担

落札後、契約を締結した時点で、売却物件に係る危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後から引渡しまでの間に富士見市の責に帰すことができない事由により、当該売却物件の滅失等が生じた場合でも、富士見市に対して売買代金の減額を請求することはできません。

②移転登記前の使用制限

落札者は、売買物件の所有権移転登記完了前に、売却物件に地上権や賃借権などの使用・収益を目的とする権利の設定や、当該物件の売買をすることはできません。

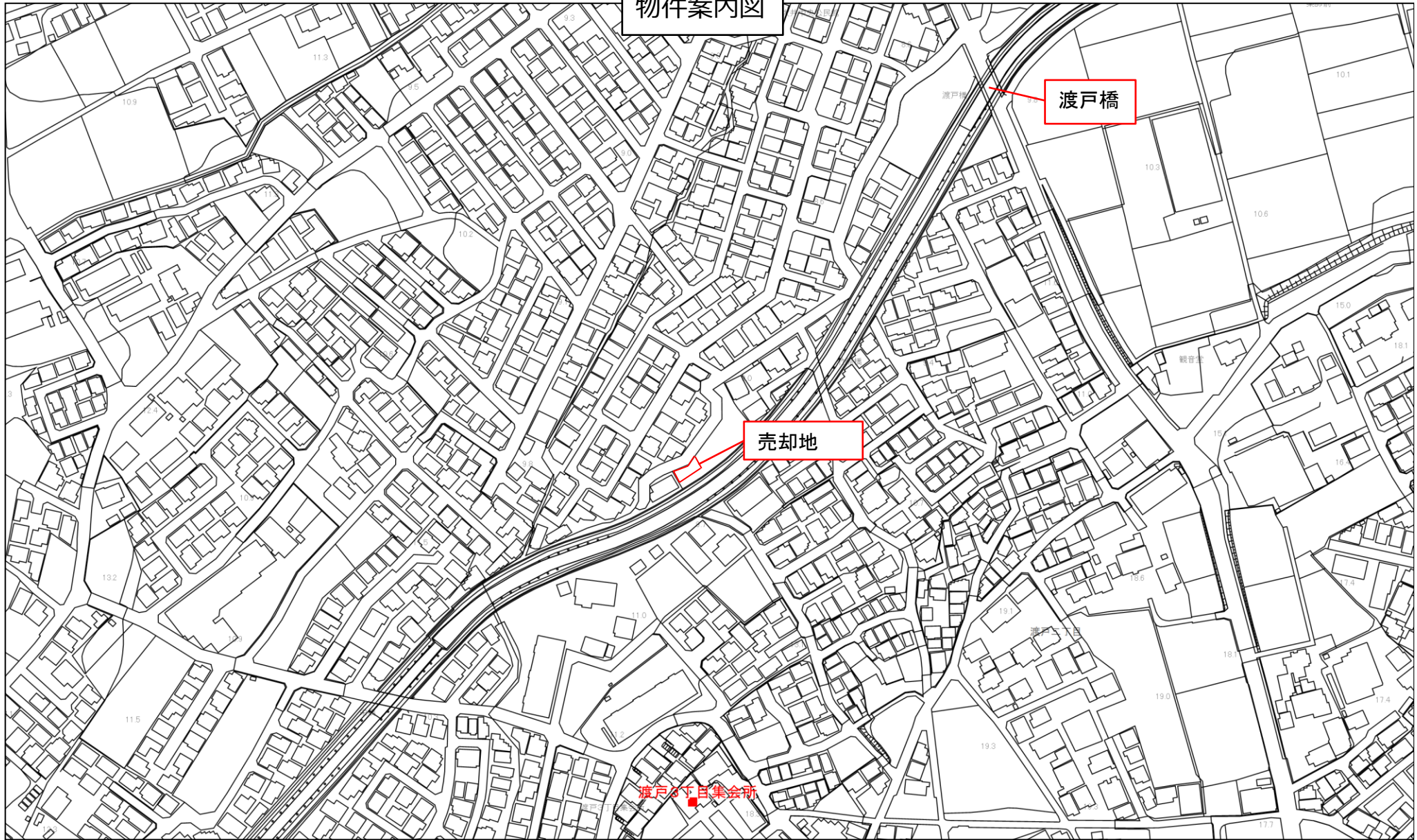
1 6. 入札結果の公表

入札結果については、次のとおりその内容を公表します。

入札の結果、物件の所在地、地目、地積、契約日、契約金額等

※契約者の氏名（名称）等の個人情報（法人に関する情報）は公開しません。

物件案内図



物件調書

所在地		富士見市渡戸二丁目908番				
公簿面積		33㎡	地目	雑種地	現況	更地
建物	建物の構造	_____				
	竣 工	_____				
	用 途	_____				
	延床面積	_____ ㎡				
	現 況	_____				
接面道路の幅員及び構造		①市道第340号線 幅員約5. 2m 舗装				
		②市道第358号線 幅員約3. 4m 舗装				
接面道路の説明		①建築基準法第42条第1項第1号の道路 ②建築基準法第42条第2項の道路				
私道の負担等に関する事項		負担の有無	無			
		負担の内容	_____			
法令に基づく制限	都市計画区域	市街化区域				
	用途区域	第一種低層住居専用地域				
	指定建ぺい率	60%				
	指定容積率	100%				
	防火地域等	指定無				
	建築後退の有無	有				
	その他の制限	斜線制限（道路、北側）、日影規制あり、絶対高さ10m				
供給処理施設の状況		供給処理施設名	引込状況	事業所名	連絡先	
		上水道	引込無し	富士見市水道課	049-251-2711	
		下水道	引込無し	富士見市下水道課	049-251-2711	
		電気	引込無し	各事業者と協議及び所定の手続きをお願いいたします。		
		都市ガス	引込無し			
交通機関（現地まで）		東武東上線 ふじみ野駅 東方約 1. 3km 徒歩約20分 ライフバス ひばり台バス停まで徒歩5分 市内循環バス 勝瀬小学校 徒歩2分				
学 区	小学校	富士見市立勝瀬小学校	北東方 約0. 4km			
	中学校	富士見市立勝瀬中学校	北東方 約1. 2km			
備 考 欄		・現況での売却となります。 ・公共下水道供用区域です。 ・水道に関しては加入申込金が必要となり、引込箇所及び引込条件について、富士見市水道課と協議が必要になります。 ・この物件調書は令和7年4月30日現在のものです。				

物件現況写真



一般競争入札による市有地売却参加申込書
兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

令和 年 月 日

富士見市長 宛

市役所受付印押印欄

申込者

住所

フリガナ

氏名(※)

担当者名

メールアドレス

電話番号

入札保証金
納付方法

銀行振込 ・ 富士見市発行の「納入通知書」

※法人にあつてはその名称及び主たる所在地並びに代表者の氏名を記載する。
※共同名義の場合には、代表者の氏名を記載する。

富士見市が売却する下記物件を買い受けたいので、当該物件に係る一般競争入札に申し込みます。

所在地	地目	公簿面積	最低売却価格	建物有無
富士見市渡戸二丁目908番	雑種地	33㎡	3,300,000円	無

●個人の場合

☐ 誓約書(様式2)

☐ 申込者本人の住民票の写し(発行後1か月以内のもの)

☐ 印鑑登録証明書(発行後1か月以内のもの)

☐ 必要書類を窓口へ持参される方の公的機関が発行した顔写真入りの本人確認資料の写し

●法人の場合

☐ 誓約書(様式2)

☐ 法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
(発行後1か月以内のもの)

☐ 印鑑証明書(発行後1か月以内のもの)

☐ 必要書類を窓口へ持参される方の公的機関が発行した顔写真入りの本人確認資料の写し

【注意事項】

※ 申込者欄の氏名・住所は、住民票(法人の場合は登記簿謄本等)のとおり記載してください。

※ 住民票の写しは、本籍、続柄、マイナンバーの記載のないものを取得してください。

※ 印鑑は実印(印鑑証明印)を押印してください。

※ 共有名義で申込む場合は、入札共有者名簿(様式1-2)を提出してください。

※ 代理人により入札に参加する場合には委任状(様式3)を提出してください。

お預かりした個人(法人)情報は、その目的を達成するためのみに使い、承諾なしに第三者に提供することはありません。

入札保証金の返還請求者

住所

フリガナ

氏名

振込先金融機関

銀行

信用金庫

農協

信用組合

労働金庫

支店

支所

預金種目

普通 ・ 当座

口座番号

口座名義人

フリガナ

氏名・名称

※共有名義の場合、申込者(代表者)の口座

※口座が確認できるものの写し(通帳の写し等)を添付してください。

入札共有者名簿

共有名義にしない場合、提出は不要です。

私たちは申込者を代表者に選任し、入札に関する一切の権限を委任します。

区分	申込者名	登記の際の持分割合
申込者 (代表者)	住所 (所在地) 氏名 (法人名及び代表者名) 連絡先電話番号  (実印)	分の
区分	申込者名	登記の際の持分割合
共有者	住所 (所在地) 氏名 (法人名及び代表者名) 連絡先電話番号  (実印)	分の
区分	申込者名	登記の際の持分割合
共有者	住所 (所在地) 氏名 (法人名及び代表者名) 連絡先電話番号  (実印)	分の
区分	申込者名	登記の際の持分割合
共有者	住所 (所在地) 氏名 (法人名及び代表者名) 連絡先電話番号  (実印)	分の

※申込者(代表者)欄には「一般競争入札による市有地売却参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書(様式1)」の申込者を記入してください。

※印鑑は実印(印鑑証明印)を押印してください。

※記載欄が足りない場合は、様式を追加して記載してください。

※共有者全員について、「一般競争入札による市有地売却応募要領」に記載された必要書類(誓約書(様式2)、住民票の写し、印鑑登録証明書)をすべて添付してください。

誓約書

私は、富士見市が実施する一般競争入札による市有地売却への参加申込みに当たり、次の事項を誓約します。

1 私は、次の各号のいずれにも該当しない者です。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する者。

(2) 富士見市の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年富士見市告示第246号)別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する者。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)に該当する者及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
法人にあっては、役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表するものをいう)が暴力団員に該当する者。

(4) 大量無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員又は構成員に該当する者。

(5) 上記(3)又は(4)に掲げる者から委託を受けた者又は上記(3)若しくは(4)に掲げる者の関係団体及びその役員若しくは構成員に該当する者。

2 私は、入札に際し、一般競争入札による市有地売却応募要領に記載された内容、売却物件の現状及び法令上の規制等をすべて承知の上で参加します。後日、これらの件について富士見市に一切の異議、苦情を申し立てません。

富士見市長 宛

申込者(共有者)

住 所
(所在地)

氏 名
(法人名及び代表者名)

⑨

(実印)

上記の誓約書の内容確認のため、埼玉県警察本部等に照会を行う場合があります。

委任状

受任者	住所
(代理人)	(所在地)

氏名	印
(法人名及び代表者名)	(認印)

私は、上記の者をもって代理人と定め、富士見市渡戸二丁目908番(地目:雑種地 地積:公簿33㎡) の売却に係る入札の一切の権限を委任します。

富士見市長 宛

令和 年 月 日

委任者	住所
(申込者)	(所在地)

氏名	印
(法人名及び代表者名)	(実印)

※代理人を定める場合に使用する様式です。

一般競争入札辞退届

令和 年 月 日

富士見市長 宛

住 所
(所 在 地)

氏 名
(法人名及び代表者名)

印
(実印)

電話番号

下記物件に係る入札参加を辞退したいので届け出ます。

記

入札参加物件

所在地	地目	公簿面積	最低売却価格	建物有無
富士見市渡戸二丁目908番	雑種地	33㎡	3,300,000円	無

※入札参加申込後、入札書の提出前までに、入札を辞退する場合に使用する様式です。

入札書

所在地	地目	公簿面積	最低売却価格	建物有無
富士見市渡戸二丁目980番	雑種地	33㎡	3,300,000円	無

入札金額	十億			百万			千			円

一般競争入札による市有地売却応募要領及び入札物件を承知の上、上記のとおり入札いたします。

令和 年 月 日

富士見市長 宛

入札者
(申込者)

住所
(所在地)

氏名
(法人名及び代表者名)

Ⓜ
(実印)

電話番号

【注意事項】

- 1 ボールペン等を使用し、算用数字ではっきりと記入してください。
- 2 入札金額の訂正はできませんので、書き損じた場合は新しい用紙に記入してください。
- 3 入札の回数は1回とし、再度入札は実施しません。(せり売り方式ではありません。)
- 4 一度提出した入札書の変更又は撤回はできません。

土 地 売 買 契 約 書 (案)

売主 富士見市（以下「甲」という。）と買主（落札者〇〇 〇〇）（以下「乙」という。）
とは、次の条項により土地の売買契約を締結する。

（売買物件及び売買代金）

第1条 甲は、次に掲げる土地（以下「土地」という。）を現況有姿のまま、売買代金
金 ** , ***, *** 円をもって乙に売り渡す。

土地の表示

土地の所在地	地 目	公簿面積
富士見市渡戸二丁目 908 番	雑種地	3 3 m ²

（契約保証金）

第2条 乙は、本契約締結日までに、契約保証金として金（契約金額の 10%）円を甲に納
付しなければならない。

- 前項の契約保証金には、利息を付さない。
- 第1項の契約保証金は前条の売買代金の一部に充てるものとする。
- 第1項の契約保証金は、乙がこの契約における義務を履行しないときは、甲に帰属さ
せるものとし、甲はその返還義務を負わない。

（売買代金の納付）

第3条 乙は、第1条の売買代金に相当する額から前条第1項の契約保証金に相当する額
を減じて得た金 ** , ***, *** 円（以下「売買代金の残金」という。）を一括して、
令和 年 月 日までに甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

- 甲は、乙が前項に規定する義務を履行したときは、前条第1項に定める契約保証金を
売買代金に充当するものとする。
- 売買代金の残金の納付に係る振込手数料等は、乙の負担とする。

（所有権移転及び売買物件の引き渡しの時期）

第4条 当該土地の所有権は、乙が第3条の定めにより売買代金の支払を完了したときに、
甲から乙に移転する。

- 前項の定めによりその所有権が移転したときに、当該土地は甲から乙に対し、現状の
まま引き渡しがあったものとする。

（所有権の移転登記）

第5条 乙は、前条の規定により当該土地の所有権が乙に移転したときは、速やかに当該

土地の所有権移転登記等に必要な書類を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の書類が提出されたときは、速やかに法務局に対し当該土地の所有権移転の登記を囑託する。
- 3 前項の所有権移転登記に必要な登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

(所有権移転登記前の権利設定及び第三者への所有権移転の制限)

第6条 乙は、前条第2項により当該土地の所有権が乙に移行した後でなければ、当該土地に地上権その他の権利を設定すること及び所有権を第三者に移転することはできない。

(入札応募要領記載内容の了承)

第7条 乙は、甲の定める当該土地に係る「一般競争入札による市有地売却応募要領（以下「応募要領」という。）」の記載内容を十分理解し、了承したうえ、当該土地を買い受けるものとする。

(契約不適合責任)

第8条 甲は当該土地を現況有姿で売買するものとし、乙は、本契約締結後、当該土地に地積の不足その他契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見しても、履行の追完の請求、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求、又は契約の解除をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、当該土地の引渡しの日から1年以内に限り、当該契約不適合（ただし、地積の不足は除く。）に係る売買代金の減額を請求することができる。

- 2 前項における代金減額の上限は、売買代金の額を限度とする。
- 3 甲は、第1項における代金減額の額が売買代金と同程度である場合は、本契約を解除することができる。ただし、乙は甲に対し、当該解除を理由とした損害賠償を請求することはできない。
- 4 前条に定める「応募要領」に記載された内容については、第1項の契約不適合に該当しないものとする。

(危険負担)

第9条 乙は、この契約の締結の時から当該土地の引渡しの時までにおいて、甲の責めに帰すことのできない事由により当該土地が滅失し、又は棄損した場合でも、甲に対して契約の解除又は売買代金の減額を請求することはできない。

(禁止用途)

第10条 乙は、当該土地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）その他の法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、当該土地の所有権を第三者に移転し、若しくは当該

土地に係る賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を第三者に取得させてはならない。

- 2 乙は、当該土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する生業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、当該土地の所有権を第三者に移転し、若しくは当該土地に係る賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を第三者に取得させてはならない。

（実地調査）

- 第11条 甲は、当該土地の利用状況を確認するため、随時に実地調査を行い、甲が必要と認めるときは、乙に対し利用状況等の事実を証する資料の提出を求めることができる。

（違約金）

- 第12条 乙は、前条に定める甲の実地調査を理由無く拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告を怠ったときは、売買代金の1割に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。
- 2 乙は、第10条第1項及び第2項に定める義務に違反したときは、売買代金の3割に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。
- 3 前項の違約金は、第16条に定める損害賠償金の予定又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

- 第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告をしないで、契約を解除することができる。

（返還金等）

- 第14条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。
- 2 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙がこの物件に支出した一切の費用等は返還しない。

（乙の原状回復義務等）

- 第15条 乙は、甲が第13条に定める解除権を行使したときは、甲の指定する日までに当該土地を契約締結時の状態に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が当該土地を原状に回復させることが適当でないと認めるときは、現状のまま返還することができる。
- 2 乙は、前項ただし書きの場合において、当該土地が滅失又は棄損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により滅損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。
- 3 乙は、第1項の定めにより当該土地を甲に返還するときは、甲の指定する日までに、

当該土地の所有権の移転登記に係る書類等を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第16条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第17条 甲は、第14条の定めにより売買代金を返還する場合において、乙が第12条に定める違約金又は前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結並びに履行等に関して必要な費用は、全て乙の負担とする。

(物件引き渡し以後の管理)

第19条 乙は、当該土地の引渡日以後においては、善良なる管理者の注意をもってこれを管理しなければならない。

(疑義の決定等)

第20条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事由が生じたときは、甲乙相互に誠意をもって協議の上決定する。

(管轄裁判所)

第21条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

乙 印